

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

我が国の人口は、平成 20 年を境に減少局面に入っています。また、ここ 30 年ほどの間で出生率は大幅に低下、高齢化率は着実に上昇し、人口減少・少子高齢化が進行しています。

このような状況は、労働供給力の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や社会保障制度の維持などの様々な課題が指摘されています。

岡垣町においても、人口は、平成 22 年まで微増傾向が続き、約 32,700 人に達しましたが、平成 23 年以降減少に転じており、令和元年 11 月末には 31,716 人となっています。また、出生数も減少しており、平成 22 年中は 234 人となっていましたが、平成 30 年中は 194 人となっています。

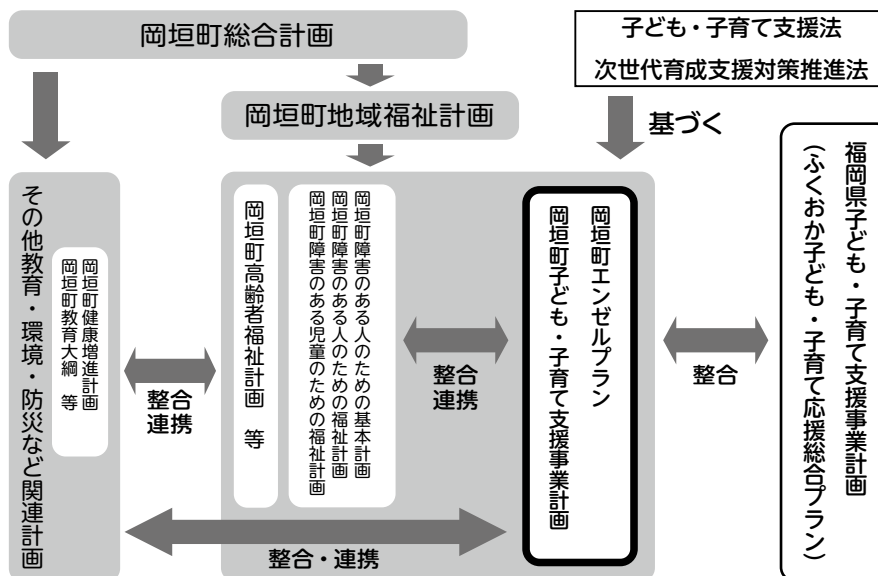
岡垣町では、これらの人口減少・少子高齢化をはじめとする様々な課題やニーズに対し、児童福祉施策を総合的・計画的に対応するため、平成 14 年 3 月に「岡垣町エンゼルプラン」を策定し、また、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年 3 月には「岡垣町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。さらに、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保などを目的とした、子ども・子育て支援新制度開始に向け、平成 27 年 3 月には「岡垣町エンゼルプラン（岡垣町子ども・子育て支援事業計画）」を策定して、児童福祉施策を推進してきました。

平成 28 年 3 月には「岡垣町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進しています。

今回、「岡垣町子ども・子育て支援事業計画」が期限を迎えることから、これまでの取り組みや新たなニーズ等を踏まえ、岡垣町エンゼルプランも含め計画を策定し、住みやすいまちを目指し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるものです。

2 計画の性格

本計画は、「岡垣町総合計画」及び福祉分野の上位計画である「岡垣町地域福祉計画」の個別計画であり、かつ「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画も包含しています。



3 計画の対象

本計画の対象とする子ども及び子育て家庭については、児童福祉法の対象である18歳未満の子ども及び子育て家庭を対象とし、中でも、子育て支援施策の対象となる就学前児童及び小学生の子育て家庭を中心とします。

4 計画の期間

(1) 岡垣町第2期子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度

*必要に応じ中間見直しを行う

(2) 岡垣町第3次エンゼルプラン 令和2年度～令和11年度

